

## 社会福祉法人「福愛会」ひがしまち保育園役員報酬規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人「福愛会」ひがしまち保育園役員、評議員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 役員、評議員の報酬（以下「報酬」という。）の額は、無報酬とする。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は、その職務に従事した都度支給する。

### (役員を兼ねる者の特例)

第4条 「福愛会」ひがしまち保育園の職員で役員を兼ねるものに対しては、「福愛会」ひがしまち保育園の役員としての報酬は、支給しない。

### (費用弁償)

第5条 役員が、その担当する職務を行うため旅行した時は、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 1項の費用弁償額は、ひがしまち保育園職員の旅費支給規程に定める職員と同一の額とし、その支給方法は、同規定を準用する。
- 3 理事会、評議員会の日当は1回 3,000円を支給出来る。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。